

5 日目 (9 月 29 日)

第3回福生市議会定例会会議録（第17号）

平成21年9月29日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聡君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局 長	榎戸 宏君
監査委員 事務局 長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第3回福生市議会定例会議事日程(5日目)

開議日時 9月29日(火) 午前10時

- | | | |
|----------------|------------------------------|--------|
| 日程第1 議案第48号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第2 議案第49号 | 平成21年度福生市一般会計補正予算(第2号) | (審査報告) |
| 日程第3 議案第50号 | 平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | (審査報告) |
| 日程第4 議案第51号 | 平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号) | (審査報告) |
| 日程第5 議案第52号 | 平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号) | (審査報告) |
| 日程第6 議案第53号 | 平成21年度福生市下水道事業会計補正予算(第1号) | (審査報告) |
| 日程第7 議案第54号 | 平成20年度福生市一般会計決算認定について | |
| 日程第8 議案第55号 | 平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第9 議案第56号 | 平成20年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第10 議案第57号 | 平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第11 議案第58号 | 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第12 議案第59号 | 平成20年度福生市下水道事業会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第13 議案第60号 | 平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第14 議案第61号 | 市道路線の廃止について | (審査報告) |
| 日程第15 陳情第21-5号 | 福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書 | (審査報告) |
| 日程第16 議案第62号 | 福生市教育委員会委員の任命について | |

日程第17 議案第63号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18 陳情第21－7号 福生市議会への請願書が不受理とされた場合に福生市代表者福生市議会議長を被告として訴訟ができる教示の様式を定める意見書の採択を求める請願書

日程第19 議員派遣について

日程第20 閉会中の継続審査申し出について

日程第21 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第3回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） この際、報告事項がありますので、局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 追加議案の送付について（議案第62号・議案第63号）（別添参照）
- 2 陳情書の受理について（陳情第21-7号）（別添参照）
- 3 平成20年度福生市歳入歳出決算書の正誤について（別添参照）
- 4 平成20年度事務報告書の正誤について（2件）（別添参照）
- 5 専決処分の報告について（別添参照）
- 6 平成21年5月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 7 平成21年6月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成21年7月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る9月25日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第15までとして組ませていただきました。

それから、新たに市長から議案2件、陳情者から陳情1件が提出されましたので、日程第16から日程第18までとして組ませていただきました。また、日程第19の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいたところでございます。また、日程第20及び日程第21につきましては、閉会中の継続審査申し出と、特定事件の継続調査として組ませていただきました。

日程の順序につきましては、お手元に御配付の日程表のとおりと決定をいたしております。

それから、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第16及び日程第17につきましては、それぞれ慎重審議の上即決することとし、また、日程第18につきましては、お手元の付託表のとおり議会運営委員会に付託し、審査を願うことと議会運営委員会としては決定しております。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側から協議事項がございます

ので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、今定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会からの審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略をいたします。

日程第1、議案第48号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第48号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告させていただきます。

提案理由は、国の緊急少子化対策に伴い、特別期間中における出産育児一時金の額を引き上げるよう改正するものであります。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、新内閣の発足に伴い、新聞紙上で予算の凍結という話があるが、この出産育児一時金プラス4万円だが、35万円から39万円にプラス4万円にした場合、今年度の総額は幾らになるのか、その財源は確保されているのか。23年度までということなので、来年度、再来年度についてはどのような形で来るのか。また、もし予算が凍結されたとき、この制度が動くのかどうか、影響はあるのか。産科医療制度の3万円の加算部分は、市のお金のやりとりはどのようになるのか、との質疑がありました。

理事者より、4万円の財源関係は2分の1、2万円は国庫補助で、残りの2万円の3分の2は一般会計から繰り入れ、残りの3分の1は保険料からの負担となる。平成20年度の出産育児一時金の総額は、当初予算の684.0万円に、今回お願いする360万円をプラスして総額7200万円になる。そのうち、半分の180万円は、国庫補助としていただけると予定しており、凍結されとは想定していない。交付の時期については、その都度毎月国保連合会の方に請求することになる。また、国の補正予算凍結となると、国庫負担分のその部分がないということである。現在、この制度が始まっていくわけであるので、国の方には、約束した財政支援を当然のごとくお願いしていきたいと考えている。それから、産科医療制度の3万円については、平成20年12月に条例改正を行っており、これは10月1日から医療機関に直接支払いということになる。しかし、これ以前の現在のところは、請求をされて一時御負担をし

ていただき、それについてこちらで支払いをする。そういうやりとりになっている。  
との答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第48号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第2、議案第49号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生之三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長、増田俊一君。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第49号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）について審査報告をさせていただきます。

初めに、歳入全般、繰越明許費及び債務負担行為についての理事者の説明の後、質疑に入りました。

主なものとして、委員より、国庫補助金で地域活性化経済危機対策臨時交付金とあるが、政権が変わり、交付の時期というのはいつごろになる見込みなのか。また、都補助金の緊急雇用創出事業臨時特例補助金は、5事業を提案してそれに対する補助ということだが、その内容を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、国の方から示された交付の時期は秋ごろという抽象的な表現でまだ交付決定は来ていない。雇用の関係については、当初東京都には7.7億3000万円ほどで、それを各区市町村に配分されたが、そこに今回3000億円の国の積み増しが行われ、1回目の配分予定額の約3倍相当額をめどとした通知があり、市ではそれに見合うような形で3年間に配分し、今回の5事業については、その21年度分ということで、計画の中で目いっぱい

い使うような形で計上しているとの答弁がありました。

別の委員より、国庫補助の総務費の関係で、本会議資料の平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）の資料に、国の対策の位置づけとして「区分1」「区分2」となっているその理由と、「区分1」に、地方公共団体への配慮や、雇用対策とあることや、それらの実施事業及び事業費として上げられている事業を選定した理由などについての質疑があり、理事者より、本会議資料の見方の区分や表現の違いは、4月10日に政府の方で、経済危機に関する政府与党会議、そして経済対策閣僚会議、合同会議であらわした経済危機対策、この区分や表現に基づいて記載したもので、この事業を選んだ選定理由は、この交付金の交付目的が制度要綱として、1つは地球温暖化対策、2つ目は少子高齢化社会への対応、3点目が安全安心の実現、4点目がその他将来に向けた地域の事情に応じるきめ細やかな事業、この4つの目的に合致する事業ということで、緊急性、市民還元性、経済効果などにより検討したものとの答弁がありました。

また、同委員より、実施計画との関係で、実施計画に載っているものがあるのかどうか。この事業は繰り上げたものなのか、新しくつくったものなのかとの質疑があり、理事者より、21年度の実施計画の追加事業であり、当初3月の時点での実施計画書には載っていない事業である。各課の方から出た事業として、実施計画の前倒しの部分もあったが、緊急性、市民還元性、経済効果、この3点から前倒しの部分は不採択とし、また、既存の継続計上事業のところで予算の積み増しのものについても、緊急性がないということで不採択とした。表に載っている事業は、新型インフルエンザ対策、中央体育館の防犯カメラ設置工事など緊急性、市民還元性、そして経済効果、この3点の判断基準で採択したものであるとの答弁がありました。

また、同委員より、交付決定がされていないものをここで可決していいものなのか。出なくなったら、凍結になったらどうするか。凍結になる可能性はないか。との質疑があり、理事者より、今回のこの緊急雇用の問題、経済対策は、国から非常に短期間のうちに事業化を図りなさいということなので、何とか活用を図りたいとの思いから、事業を予算に盛り込んだのが本意である。予算として決定させたものは、何としても交付していただくよう、我が市だけでなく全国の自治体共通の問題になることから、地方6団体等を通じて新しい政権に対して強く要請していくことが求められると考えている。この予算は議決されてもすぐに動かないという認識でいいのかということだが、今回はまさに、我々の手ではどうにもならない状況の中で起きている問題である。当然これは先がはっきりするまで、執行については十分慎重に対処していかなくてはならない問題であることから、状況に応じて議会の方に報告をさせていただきながら、また、協議をいただきながら進めてまいりたい。こんな考えを持っているところで、本予算については議決をお願いしたいとの答弁がありました。

続いて歳出に移り、理事者の説明の後質疑に入りました。

委員より、音楽のまちづくり備品、これは楽器の追加購入ということだが、具体的にどんなものを購入するのか。中央体育館の防犯カメラ設置工事は14台付けられる

ということだが、その内容を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、その楽器名や防犯カメラの設置場所などについて答弁がありました。同委員より、もう少し楽しくやれるような楽器、例えばおはやし、エレキギターなどの要望とかがなかったのか。防犯カメラについては、置き引きの可能性があるようなところにはつけないのかとの質疑があり、理事者より、この音楽のまちづくり事業だが、児童・生徒のこれまでの活動の中で、部活動あるいはクラブ活動に対して支援をし、そこから起点にして児童・生徒によるまちづくりを広げていきたいと考えている。今年度が初年度ということで、部活動・クラブ活動への支援を目的にした。防犯カメラについては、更衣室前の廊下で、出入りをチェックするような形で進もうというのが今回の案であるとの答弁がありました。

別の委員より、音楽のまちづくりの関係だが、すべての学校に楽器の購入を年度中に行おうとしているのか。既存の使っていない楽器の修理や手入れに関してはどのように行っているのか。理科設備備品だが、学習指導要綱の改定により具体的にどのようなことが変わって、どのような備品が整備されるようになったのか聞かせてほしいとの質疑があり、理事者より、音楽のまちづくりは小学校3校、中学校は全校を対象に実施している。他の学校においても、備品費というものを既に配当しており、その中で学校長の判断により他教科とのバランスを考えながら、計画し執行するというところを行っている。今回の新学習指導要綱の実施に向けて、本市においても教育課程の中で計画し実行しているところである。具体的には、小学校の理科の時間がこれまで350時間だったものが405時間、16%の増ということで完全実施になり、中学校においては290時間だったものが385時間、38%の増ということで、完全実施に向けて準備をしているところである。理科備品は百葉箱、各種顕微鏡など、10校で135種類の要望が上がっている。楽器の修繕については、平成20年度においては小学校、中学校合わせて修繕料が42万8830円執行されており、毎年修繕料として各校に配当しているとの答弁がありました。

また、別の委員より、環境対応車の購入、理科の教材、音楽のまちづくりの楽器、空調の設備、防犯カメラだが、地域活性化と経済危機対策で地元の活性化という観点からすると、発注する相手はなるべく地域の方にとすることは考えているのかとの質疑があり、理事者より、本補助金の趣旨については、中小企業者の景気回復、あるいは地域の活性化、こういったことも目的等にあることから、これらのことを踏まえて、地元業者優先の選定をしてみたいと考えているとの答弁がありました。

さらに別の委員より、備品購入の公用車、ワンボックス2台と乗用車1台ということだが、これは買いかえなのかどうなのか、買いかえとするなら何で買いかえることになるのか。また、申告会場等整理案内委託はどこに委託して、どういう成果を期待するのかその内容を説明してほしいとの質疑があり、理事者より、以前から市では低公害車に買いかえていくという方針があり、今回、地域活性化経済危機対策ということで、買いかえ事業はこの緊急対策事業と合致したことから、ワンボックスカーを2台、5人用のハイブリッドカーを1台の3台の購入を計画している。ワンボックスカ

一2台は、10年10万キロという基準があり、それを達成し、従来副市長車として利用した車も13年を経過しているもので買いかえる。この3台を買いかえるほかに、もう1台を廃車して都合4台を廃車し、総体的に71台であったものを70台に減らす計画である。

申告会場等整備案内業務委託料については、本庁舎で申告を前回初めて行ったが、非常に広くてどこから入ってもなかなかわかりづらいということなどから、この時期混乱した経緯があり、今回案内を6人予定し、1階のフロアに3人、申告会場に3人を配置すると、市の職員体制が従来4人だったものが5人で受けられるようになることから、申告の待ち時間の短縮が図れる。予定としては、2月1日から3月15日までの実質30日間、シルバー人材センターに委託したいと考えるとの答弁がありました。

また、同委員より、議会ではハイヤーを借り上げて必要なときだけ使っている。公用車に対する考え方、ありようを説明してほしいとの質疑があり、理事者より、買いかえをする乗用車については、共用車として庁内全体で活用していく考えである。今後借り上げについても、新しい22年の予算編成に向けて議論し結論を得ていきたいと考えており、総体的には公用車は減らしていくという方向で、今回の買いかえについても対応したいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 次に、建設環境委員長、串田金八君。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議案第49号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出のうち建設環境委員会所管分）の審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、リサイクルセンター、太陽光発電設備設置事業の趣旨について質問がありました。理事者より、1つ目は地球温暖化に対することでCO₂の削減、2つ目が、リサイクルセンターは社会科見学で福生市すべての小学生が見学に来るので、ごみについて学習することのほかに地球温暖化についても学習していただきたいとの答弁がありました。

別の委員から、リサイクルセンター、太陽光発電設備設置事業が決定した経緯と効果について質問がありました。理事者より、本事業は福生市新エネルギービジョンにのっとり、電気量の削減、CO₂の削減を目的として本事業を決定したとの答弁がありました。本事業では、年間電気使用量を3.2%削減することができ、CO₂は6.66トン削減できるとのことでありました。

また、別の委員より、中小企業振興資金利子補給金及び信用保証協会保証料、今後

の見通しについての質問がありました。理事者より、保証料については4月から6月までの3カ月間の申請実績から12カ月分を積算したとのことで、利子補給については、今までのように融資の申し込みが推移すれば、十分対応できるものと考えておりますが、不足するようでありましたら、融資をお断りするようなことがないよう何らかの方策で対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員より、緑化推進について質問がありました。理事者より、プランターをやなぎ通り沿いに139カ所設置させていただき、16号商店街についてはヤシの木を植えたいという希望があったので、そのように対応したとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定下さいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 次に、市民厚生委員長、杉山行男君。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第49号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出のうち市民厚生委員会所管分）について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、住宅手当緊急特別措置事業費の住宅手当28世帯の内訳はどうなっているのかという質疑があり、理事者より、住宅手当緊急特別措置事業費の中の対象世帯の内訳については、単身世帯20世帯、複数世帯8世帯の28世帯であるとの答弁がありました。

委員より、学童クラブ事業費の185万6000円の追加については、職員は何人ぐらいか、内容はどのようなものかとの質疑があり、理事者より、学童クラブ事業費のうち、学童クラブ事業指定管理委託料185万6000円は、熊川クラブの障害者が1名増員の2名になったための人件費で、時間単価1225円、年間の時間数を1514時間と算定をしている。これは、指定管理者との間に学童の運営業務基準があり、その中で指導員の配置として、障害児が1名につき1名の職員を加配するということが基準になっているとの答弁がありました。

委員より、女性特有のがん検診で、検診手帳と無料クーポン券6カ月間はいつからいつまでか。対象者が20歳から40歳までの2027人は、5歳刻みの人数ということか。受診率は50%ということで予算化されているのか。従来から福生市でも行っている子宮がん検診、乳がん検診等の上乗せ分として、無料クーポン券によるがん検診を行おうとするものなのかとの質疑があり、理事者より、女性特有のがん検診については、10月1日から来年4月30日までの6カ月間である。受診率については、子宮頸がんは20歳から40歳までの5歳刻み、乳がんは40歳から60歳の5歳刻みであり、国の基準で50%ということで定めてある。従来からやっている市の検診

は並行してやっていく。すなわち、市が現在行っている子宮がん検診、乳がん検診とのかかわりは市の行っているものとは別ではなく、市が行っているがん検診は子宮がんは20歳以上、乳がんは40歳以上ということになっている。その中で、今回の5歳単位に該当する方は、こちらの方でやっていただくことになる。既に5月、8月と市は実施をしているので、この該当する方で終わっていらっしゃる方については無料クーポン券をお渡しせず、検診手帳をお渡しするようなことを考えている。市独自で行っている乳がん検診については、お1人1600円の自己負担があるが、今回の対象者は一切無料ということになっているので、既に検診を終わって、乳がん検診1600円をお支払いの方については、償還払いで助成させていただくことを考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、新型インフルエンザの消耗品926万8000円の内訳はとの質疑に、理事者より、蔓延期の最悪の事態を想定している。マスク1万枚は公共機関を利用される市民の方に配布の予定。あとの1万枚は、事業継続用として市の職員に1万枚を用意する。防護服は、市民の生命を守る医療機関の防護ということで、医療機関へ防護服を2160枚提供する。その内訳は、調査したところ、市内の10医療機関のうち、福生病院に関しては防護服は用意してあるということで、9医療機関、医師、看護師、受付、薬剤師、約6名分を1日2回、午前、午後で20日分用意し、1医療機関に240セットということで計算をしている。消毒液は1000本購入して、公共施設の入り口において消毒をしていただきたいと予定しているとの答弁がありました。

委員より、マスクを公共施設に、それも1つの考えだろうが、妊婦、高齢者、小学生とか検討をするときに少しでも角度を変えて、単に場所で決めるよりも別な角度からも検討をとの意見がありました。

別な委員から、障害者福祉の説明で、障害者福祉事業費の障害者施設推進区市町村包括補助事業部補助金の返還金は、112万1000円返還したと説明があったが、心身障害者授産施設事業、精神障害者共同作業所通所訓練事業だが、どのような事業に取り組んだか、当初予算からこれだけ余らせたところをお聞かせ願いたい。同じように、介護給付費国庫負担金返還金、介護給付費都負担金、障害者グループホーム等支援事業補助金返還金、訓練等給付費国庫負担金返還金、給付費都負担金返還金、その取り組みと、なぜ残ったのかとの質疑がありました。理事者より、障害者福祉事業費で包括事業補助金の返還については、この事業費は東京都独自の補助金設定で、選択事業6事業、一般事業4事業である。主なものは、精神障害者の社会復帰支援事業、外出支援サービス事業、在宅移送サービス事業が選択事業。一般事業については精神障害者小規模授産施設事業、日常生活用具の給付事業等々の事業がある。本来的には12月に東京都の補助金の交付決定が下りて、精査して補助金の確定が出てきたものである。補助率が2分の1という関係もあり、平成20年度補助金未済の返還が出た。それから、介護給付関係、訓練等給付事業については、障害者自立支援法の施行により、まず介護給付費については、居宅介護から重度訪問介護、療養介護、生活介護等々

の事業がある。また、訓練の事業については、共同生活援助、就労移行支援、就労継続支援、自立支援というように、非常に多くの事業をやっているところで、どうしても予算は12月なので、ある程度3月分まで見込みをして国と都へ申請をするその時点で、どうしても少し多めに要求をしていくということになる。自立支援法は国が2分の1、残りの2分の1を東京都、市がそれぞれ4分の1ずつという負担割合になっている関係で返還金が生じてしまったとの答弁がありました。

また、別な委員より、児童福祉手当支給事業費の児童福祉手当362万3000円の対象人数はなぜ8名なのかとの質疑があり、理事者より、児童扶養手当の8名増員の根拠は、現在までの支払い実績をもとに見込みをした結果、全支給の方は365人と大きな動きはないが、一部支給の方が257人とおおむね4名増加で計算をしたとの答弁がありました。

また、別な委員より、感染予防費の防護服の単価、マスクの単価はとの質疑があり、理事者より、防護服はセット価格でマスク、ゴーグル、手袋、防護服、シューズカバーの5点セットで、単価は税込み3150円、マスクは、N95が1枚1000円、サージカルマスクが1枚12円とともに1万枚ずつ、消毒液は1340円だとの答弁がありました。

さらに同委員より、マスクの単価の違いはとの質疑があり、理事者より、N95は医療機関で医師などが使用するタイプ、こちらは市職員用で事業継続用と考えている。サージカルマスクは市民配布用で「うつさない」ということだとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第49号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第3、議案第50号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(市民厚生委員長 杉山行男君登壇)

○市民厚生委員長(杉山行男君) 御指名をいただきましたので、議案第50号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、出産時育児一時金の説明で90人と言っていたが、4万円かける90人で360万円ということだが、10月1日から、今年度後半期の出生数ということ想定しての人数かとの質疑がありました。

理事者より、年度当初ではトータル180件と見込んでおり、10月以降の半分で90件を見込んだとの答弁がありました。

別な委員より、介護従事者処遇改善臨時交付金は、なぜ雑入扱いなのかとの質疑があり、理事者より、この臨時特例交付金については、国保会計については国保連合会の方で基金を設けている。その国保連合会から市町村に交付するという内容になっているので、雑入扱いになる。国から来るということではないとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第50号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第4、議案第51号、平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 杉山行男君登壇)

○市民厚生委員長(杉山行男君) 御指名をいただきましたので、議案第51号、平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)について、審査報告させ

ていただきます。

今回の補正予算は、平成20年度分老人医療費の確定に伴い、歳入で繰越金の追加、歳出では諸支出金の償還金及び一般会計への繰り出し金の追加をし、それぞれ、既に受け入れをしている収入額と医療費の確定による実績額と過不足の精算等を行うものであります。

理事者より説明の後、質疑に入りました。

特に質疑もなく、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第5、議案第52号、平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第52号、平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、介護給付費準備基金積立金3217万2000円の財源充当残金の積み立てということで、財源不足に備えるためということだが、積立金として少し多過ぎないかとの質疑がありました。理事者より、介護保険については、第3期の当初に設定させていただいた。準備基金については、高齢者社会を迎え、介護給付費の増加を見込んだ計画で、3217万円という金額は、東京都26市中、準備基金保有額は昭島市に次いで2番目に低い額だとの答弁がありました。

委員より、償還金、国都支払基金返還金2507万9000円、確定に伴うという

ことで2事業ある。これも多過ぎないかとの質疑がありました。理事者より、平成20年度の介護給付費総額は25億3250万円となっており、その1%でも2530万円になる。事業計画上の計画値と18年度、19年度の実績等から予測して、国都支払基金からそれぞれのルール分の負担金を支給されているが、どうしてもぴったりのわけにはいかない。不足額が後から支給されるという方法もあるが、その間、立てかえることになってしまうので、翌年度精算という現在の方法でお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、介護給付費準備基金積立金、参考までに昭島市の積立額について伺いたいとの質疑があり、理事者より、昭島市の基金は、20年度末現在、5240万6745円であり、福生市は7169万8030円ということになるとの答弁がありました。

委員より、介護保険者を支援する施策を盛り込むなど、介護サービスを受ける市民の利益を安定的に保護すべきなのに特段の施策はなく、国や都に精算返還金を合わせて2507万9000円生じさせた補正予算には反対であるとの意見がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数により可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第52号、平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、日本共産党として反対討論を行います。

介護事業者、ヘルパーの時間単価等は減少、介護事業の継続が社会的問題になり平成21年度では若干の制度変更がされたわけですが、ヘルパーの時間単価を十分保障できるものとはなっていないことは、周知の事実です。

中でも、市内在宅介護事業者の経営は相変わらず深刻です。20年3月に少なくとも市内の1事業者が廃業いたしました。当市では、その後も特段の手だては打たれておりません。

在宅介護事業者の減少は、単に事業者の廃業の問題ではなく、利用者市民にも影響が及び、市民サービスの低下を来すことになり、市行政の無策は指弾されるべき問題であります。

しかも、平成21年度介護保険特別会計補正予算（第1号）、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付金の説明1、国都支払基金返還金23節では、国庫支出金精算返還

金1757万2000円、都支出金精算返還金446万3000円、支払基金精算返還金304万4000円も残して返すというのですから、口惜しいこと限りないものです。介護保険事業者を支援する施策を盛り込むことなどによって、介護サービスを受ける市民の利益を安定的に保護すべきなのに、特段の手だてを打たずに、結果として国や都に精算返還金合わせて2507万9000円も生じさせました。

したがって、平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）について反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（大野聰君） 以上で討論を終わります。

これより議案第52号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聰君） 起立多数であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第6、議案第53号、平成21年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議案第53号、平成21年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）の審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、管渠新設改良事業費の工事請負費が予算額より大幅に減額となっている理由について質疑があり、理事者より、16号線武蔵野橋の拡幅に伴う下水道等の移設工事について予算額を見込んだ後に、国等と調査する中で深さ等が決まり、最終的にこのような減額となったとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第53号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第7、議案第54号、平成20年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告及び質疑は省略することに決定をいたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、8番奥富喜一君。

(8番 奥富喜一君登壇)

○8番(奥富喜一君) 議案第54号、平成20年度福生市一般会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

大企業が栄えれば、国が栄える。このかけ声で半世紀を超えて、異常な財界中心の政治が続けられました。それがもたらしたものは何だったか。派遣・パートなど不安定雇用が働く人の3人に1人、若者や女性の2人に1人にまで広がりました。懸命に働いても貧困から抜け出せない働く貧困層と呼ばれる人が1000万人を超えました。医療、年金、介護、障害者福祉など、あらゆる分野で社会保障が危機に瀕しています。農林水産業と中小零細企業が衰退に追い込まれ、地域経済と地域社会が崩壊しつつあります。ごく一握りの大企業は巨額のもうけを上げたが、国民の暮らしからは安心も希望も奪われ、貧困と格差が社会を覆った。大企業栄え、国滅ぶ。これが自民党政治の帰結でした。

今回の選挙で示された国民の意志は、財界、大企業の横暴勝手への厳しい批判もあったという見方は、メディアでも取り上げられました。働く人々をないがしろにし、国民を犠牲にしてみずからのもうけにだけ熱中する財界、大企業を応援する政治にこそ、今回の自民党・公明党政治の敗因があったのであり、二度とこのような政治を続けることは通用しない、復活させてはならないものといえます。

外交においても、日米軍事同盟を絶対化し、何かといえば軍事でことを構えることしか考えない軍事偏重の政治が、変化しつつある世界で全く通用しなくなりました。その象徴がイラク戦争への態度です。公示前の8月17日に行われた日本記者クラブ主催の党首討論会で、麻生首相は「イラク開戦支持は誤りではなく、それなりの成果は出た」と最後まで居直りの態度を変えませんでした。しかし、当のアメリカではブ

ッシュ前大統領が「大統領在任中の最大の痛恨事」と述べ、イラク戦争反対を掲げたオバマ大統領が誕生しました。イギリスではブレア首相が辞任に追い込まれ、オーストラリアでも開戦に加わったハワード首相が選挙で大敗し、ラッド政権がイラクからの撤退を進めています。

21世紀の世界は、もはや一つの超大国の思いのままになる世界ではありません。米国言いなりに軍事同盟中心、軍事偏重を続ける政治は今日の世界では通用しないということです。こうした問題意識を含めて、新しい政権に期待をしたいと思います。

さて、平成20年度決算認定ですが、最初に述べたような異常な末期的政治状況下、内閣が1年ごとにかわりました。福田内閣から麻生内閣という2つの内閣のもとでの20年度会計、当市では、前野澤市政の予算編成を加藤市長が5月に引き継いで執行したものであります。

20年度の予算審査で私は、「こうした国の政治のもとで、地方自治体は、国が決めたことだからしょうがないと痛みをそのまま押しつけるのか、住民の暮らしを守るために全力を尽くすのかが厳しく問われているのではないのでしょうか。こうした点から前野澤市政の20年度予算を見ると、住民の暮らしを守るために全力を尽くして編成したとはとても思えるものではありません。お年寄りいじめの総仕上げともいうべき格差の持ち込み、後期高齢者医療制度が4月からスタートいたします。このいじめに対し、市長はこの予算の中でどこまで和らげる施策を講じましたでしょうか。この中にあっても予定どおり、高齢者の住宅家賃給付事業も打ち切ってしまいました。高齢者を除いた国民健康保険税では、医療費部分こそ値上げをしませんでしたが、介護分はしっかり値上げをいたしました。しかも、比較的余裕のある方が多い資産部分は全面削減で減税し、低所得の方にきつい一律負担部分にその分の負担を強化しました。やっとの思いで子育てしている世代や低所得であえいでいる方たちを直撃する値上げです。云々………」と指摘をしたわけです。

加藤市長は基本的には前市長と異なるものはない、前市長の施策を引き継ぐという立場から、この予算執行に当たって多くは手直しをされていません。

まず、市民の反対を押しきり平成10年7月から民間委託によって実施された駅前自転車駐輪場の有料化事業は、平成21年3月末で同じ自転車整備センターに指定管理者事業として引き継がれることになります。この間の累計実績で、市の財政負担を2億4671万円余り節約するために市民に5億9653万円余りもの負担を負わせ、委託先の自転車整備センターにも赤字経営を余儀なくさせ、さらには有料化開始以来駐車場の利用が年々減少し、事務報告書150ページを見ると、定期利用1万8545人、一時利用13万3884人とあり、有料化当初、平成11年当時の定期利用2万3282人、一時利用15万4738人との比較で、定期利用4737人、一時利用2万854人の減少と、市民への負担強化、行政サービス低下を押しつけた責任は重大な汚点と言えます。自転車駐輪場でのむだなスペース拡大がとまらない点でも、典型的な行政効率の非効率見本でありました。平成20年度だけで見ても、市の財政負担2189万円の節約のために市民に4220万円余りもの負担を負わせ、定期利

用 783 人、一時利用 1 万 2 192 人とそれぞれ減少を招いています。1 カ月当たりの人数ですから、市民への行政サービス低下は甚大なものと言えます。直ちに無料化し、本来の市民サービスに戻すべきものです。

歳入面では、国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金、福生市の 3 分の 1 を占める横田基地の土地・建物の固定資産に見合う、税収補てん額として昭和 55 年、98.7% とほぼ 100% 交付され、この上に、昭和 55 年で 17 億円余りが防衛予算関係で上乘せされ、これと合わせると固定資産税の 2.88 倍の税収がありました。これが毎年減らされ、平成 20 年度実績では、基地交付金は実に 30.6% の 12 億 3 674 万円、固定資産税換算で 28 億 1 074 万円も減収となっています。平成 20 年度から加わった再編交付金や、自衛隊員募集広告費も含めた防衛関係予算を足し込んでも 22 億 4 978 万円となり、平成 20 年度の固定資産税相当額に 17 億 9 770 円余りも不足する状態となっています。基地交付金で昭和 55 年から福生市が交付されなかった損金の累計額は、実に 339 億 9 075 万円になります。当市の予算規模の 1.6 倍もの損失を受けている現状です。

前年度でも言いましたが、福生市は基地があったから経済が成り立ったかのように言われる方もおられると聞きます。確かに福生市は戦後、朝鮮戦争景気などで基地の町として栄えた時期がありますが、今、その後遺症で苦しんでいます。福生市は、西多摩の玄関口として古くから栄えた歴史を持っており、扇状地であるところから、交通のかなめに位置する地の利があり、横田基地という障害物がなければ、道路交通上物流のかなめをなす位置にあります。また、現在は西武線が拝島駅で終点ですが、横田基地がなければさらに青梅線と平行に延伸され、通勤客を効率よく運送できるでしょう。八高線も同じです。横田基地という障害物があるために、福生市内の商店街が思うように集客できない、住宅地が発展できないため更新されない貸家が多く残るなど、構造的に産業生産に影を落としているのが現状です。基地内に勤務される方もそれほど多くはありません。基地内の工事も、市内建設業者に特別多く恩恵を及ぼしてもおりません。

そして、騒音や居住環境の問題、教育のいじめ対策などのさまざまな工夫を重ねても、他の地域以上に問題が多発する原因が横田基地の存在という歴史的起因に属するものが多いといえる現状が横たわっています。この問題に真剣に取り組まないと福生市の未来に展望は持てません。

一方、米軍基地再編計画のもと、私たち市民の知らないところで平成 20 年度も危険な基地機能強化が進行しました。府中市にある自衛隊総隊司令部が横田基地に移駐するための、488 億円余りをかけて進められている軍軍共用化が着々と進行しています。横田基地の残土の安全性は測定していると答弁がありましたが、その数値の公表はいまだ行われていません。おいしい水やおいしいお酒が飲めなくなるかもしれない不安は払拭できないまま放置されました。ミサイル防衛構想ではこの横田にもミサイルが配備されるとの話もあります。今でも危険な福生市に、これ以上の危険を呼び込む政治は許せません。市長にはこの点でしっかりとした対処が求められます。

歳出面でも西多摩衛生組合事業があります。当時の厚生労働省などの指導をうのみにして、過大な施設建設のツケとしての過大な分担金、平成20年度で7億6705円余りなどによる財政圧迫など、歴代行政の失策が福生市の財政事情に影を落としています。

こうした中で、福生市の市民生活もまた厳しい状況に置かれたことは決算の数値が物語っています。個人事業主などの納める市民税個人の普通徴収分が平成11年度で45.6%であったものが、平成20年度では50.7%と5.1ポイントと大きく増加し続け、過半数を超えています。

非課税者が年々増加し、平成20年度では1万4561人。平成5年度の3459人から平成16年度1万4892人と実に4.3倍へと拡大、税制改正で平成16年度256人いた配偶者の非課税者が平成17年度はゼロ人となり、さらに平成17年度6137人いた老年者の非課税者が平成16年ではゼロ人となり、収入がふえたのではなく、税制の改定で非課税者が減るという、さらに厳しい生活を想定される変化に特別な対策がありません。

普通徴収での納税義務者1人当たりが、平成11年度8万4988円、平成20年度9万2256円と税源移譲や税制の改悪で引き上げられているにもかかわらず、7268円しか伸びないことにも象徴されています。

また、介護保険では、介護保険の第1号被保険者は平成17年3月末9705人、平成18年3月末1万90人、平成19年3月末1万499人、平成20年3月末1万936人、平成21年3月末1万1384人と増加を続けているにもかかわらず要介護者は1857人、1633人、1796人、1591人、1690人と介護認定制度の変更を通じて、要介護の認定を抑制した事実が数値の上で明らかです。

高齢者を除いた国民健康保険税では、医療費部分こそ値上げをしましたが、介護保険分はしっかり値上げをしました。しかも比較的余裕のある方が多い資産部分は全面削除で減税し、低所得の方にきつい一律負担部分にその分の負担を強化しました。調定額で1495万6500円の増加ですが、調定に対する収入歩合は下げています。まさに、やっとの思いで子育てしている世代や、低所得であえいでいる方たちを直撃するものでした。将来を担う子どもたち、子育て世代、今生きておられるお年寄り、弱者、市民、いずれも切り離すことができない福生市民であります。ここに優しい行政なくして、どこに将来展望を語れましょうか。

この審査の中で、多大な職員の方々の工夫、努力があったことも確認したところでありますが、私といたしましては、以上述べたように決算の基本が国の施策に従った住民いじめの組み立てであり、そのまま実行されたものであることが明らかでありますので、市民の立場からとても認められないものであります。

したがって、平成20年度福生市一般会計認定に反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（大野聰君） 午前11時20分まで休憩といたします。

午前11時6分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、賛成者、3番末次和夫君。

（3番 末次和夫君登壇）

○3番（末次和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第54号、平成20年度福生市一般会計決算認定につきまして、正和会を代表して簡潔に賛成討論をさせていただきます。

本決算は、さきの決算審査特別委員会におきまして慎重な審議を経て、賛成多数で認定されました。野澤前市長が編成した平成20年度予算は、現加藤市長のもと年間予算の考え方を受け継ぎ、全体として第3期総合計画の着実な推進が図られたと思います。

平成20年度の経済状況は、平成19年度から引き続いたサブプライムローン問題による景気低迷、そしてその後米国リーマンブラザーズの経営破綻により、全世界に経済危機をもたらしたことは周知のとおりでございます。我が市の財政も当然その影響を受け、法人市民税や各種の交付金の減少など、経済危機を色濃く反映した1年でありました。

このような財政状況の中、年度を通して臨時財政対策債の借り入れを行わず、市民生活に直結した健康や安心安全にかかわる、特定健診、追加項目、検診委託料や緊急車両の通過を可能にした市道16号線改良工事など、追加的な行政需要にも的確な対応をしました。また、議長車、庁用バスの運用方法の見直し、職員数の削減などの行政改革、そして、地球環境に配慮したLASEの推進など、堅実な行政運営の中にも21年度の「五つの元気」実現につながる、これからの進むべき方向を感じ取ることができた1年であったと評価いたします。

今後、老朽化した建物、そして道路の改修、下水道などの維持管理、JR牛浜駅や市営福生野球場などの大規模改修、また、社会保障費の増大、景気低迷による歳入の減少など多くの財政的な課題が待ち受けております。

まずは、行財政改革のさらなる推進を行い、そして市税を初めとする各種の収納率のレベルアップを図り、加藤市長唱えるところの「だれもが住んでよかった 住みたくなる夢のあるまち福生」実現のため、我々議員はもちろんのこと、市民の皆様の御理解、御協力を得て、その根幹をなす財政健全化により一層努めていただくことを要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（大野聰君） 次に、賛成者、17番青海俊伯君。

（17番 青海俊伯君登壇）

○17番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきましたので、平成20年度福生市一般会計決算認定に対して、市議会公明党を代表して賛成の立場から討論をいたします。

野澤前市長から加藤市長へと首長が変わったこの年度、予算編成時には現市長は審

議をする立場であったわけですが、5月21日から市長として6万市民の生活と安全を守る重責を負われたわけであります。この1年は、だれもが想像もしなかった100年に1度と言われる経済不況に見舞われ、当時の麻生内閣の打ち出す総額130兆円ともいわれる緊急経済雇用対策を受けて、最大限の御努力をいただいたと評価をしております。

野澤前市長の20年度予算の骨格の中には、後年度負担、次の世代への負担は極力抑えていきたいという思いがあり、それは臨時財政対策債を使わずに、何とか自前の歳入でやりくりしたいということではなかったかと思います。その意味では、加藤市長は前市長の意を受けて、税収の収納率の改善等に努力もされたと見ております。

また、本年度は経費削減にも努めたと評価をしております。議長車の借り上げ、庁用バスの管理運転委託等具体的に見える形で成果も出た年度ではなかったかと思えます。また、福祉バスの試行運転の実施、あるいは懸案だった病後児保育室の開設、ふっさっ子の広場の拡充など、各分野での確実な進展が見られました。このような視点から、新市長の初年度の立ち上がりという意味では、合格点と言えるのではないかと評価をしております。

ここでつけ加えさせていただきますが、せっかくきょう、傍聴に小学生の皆さん、福生の未来を担う皆さんでいらっしゃいますので、今、私たち議員がこの議場でやっておりますのは、平成20年度に福生市の決算、お財布の中のお金の出と入りが正しく皆さんのために使われたかを、それぞれの立場で賛成とか反対とかしております。限られた、お財布の中には限られたお金しかありません。それをどのように有効的に使うか、それを使ったか、どう評価するかが問われるわけであります。

まあ、そのような意味からすると今まで申し上げましたように、私どもは、初年度の立ち上がりとして、加藤市長のこの1年間については、合格点と言えるのではないかと評価をしたところでございます。

しかしながら、決算審査特別委員会において、各款にわたり多くの指摘事項もありました。それらを十分に吟味をしていただいて、21年度の残された6カ月間並びに22年度の予算編成に生かしていただきますよう切に要望いたしまして、賛成討論いたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(大野聰君) 次に、賛成者、19番田村正秋君。

(19番 田村正秋君登壇)

○19番(田村正秋君) 御指名をいただきましたので、議案第54号、平成20年度福生市一般会計決算認定につきまして、市民派未来クラブを代表いたしまして賛成討論をさせていただきます。

平成20年第2回定例会で、加藤市長は所信表明の中で、「市民との協働のまちづくり」ということについて熱く語っておりました。特に、市民との目線を重視した施策が随所に見られました。

主な20年度事業といたしましては、議会費のインターネット議会中継、総務費では福生市「五つの元気」事業計画の推進、民生費では病後児保育委託事業、福祉バス

の試行運転など、新しい福祉事業が開始された年でもあります。衛生費では福生病院組合建設費負担金、妊婦健康診査委託事業、商工費では定額給付金給付事業、土木費では拝島駅自由通路整備事業、あるいは、かに坂公園駐車場整備事業、消防費では、防災行政無線施設改良事業、教育費ではふっさっ子の広場事業、宿泊学習事業など多くの事業が展開されました。

地方分権改革推進の基本的な考えといたしまして、分権型社会への転換、地方の活力を高め、強い地方を創出、地方の税財政基盤の確立、簡素で効率的な筋肉質の行財政システム、自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により、地方を主役にとのことが表明されております。平成20年度の決算を通して感じるのは、財政的に大変厳しい時代に突入しているということです。しかし、新しい時代の中で21世紀に向かい、しっかりと歩む姿勢が見られました。今後、国体に向け、ソフトボールが市内の2カ所の会場で開催されます。大変楽しい行事でもあります。その他さまざまな取り組みがあります。

真摯な取り組み方、行政体制を評価いたしまして、市民派未来クラブといたしましては、平成20年度福生市一般会計決算について、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(大野聰君) 以上で討論を終わります。

これより議案第54号について起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員会の審査報告書のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大野聰君) 起立多数と認めます。よって、議案第54号は委員会の審査報告書のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

~~~~~

午前11時34分 開議

○議長(大野聰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第55号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 杉山行男君登壇)

○市民厚生委員長(杉山行男君) 御指名をいただきましたので、議案第55号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、一般被保険者療養給付費の一般被保険者1人当たりの費用額が、20年度21万5053円、19年度が18万1177円となっており、増加している。また、1人当たりの被保険者負担額も15万8544円、19年度は13万2701円と増加、受診率も1290.43%とふえている。総じて、20年度は1人当たりの費用額が高くなっているのをどのようにとらえているかとの質疑がありました。理事者より、一般被保険者1人当たりの費用額、保険者負担額、受診率と、19年度と20年度比較では、1人当たりの費用額つまり医療費総額については、1人当たりの保険者負担・国庫負担分は、19年度と比較して3万6876円、20.4%増、保険者負担額2万5843円、19.5%の増となっているが、これは、平成20年度医療制度改革により、退職者医療制度の適用年齢が75歳から65歳に引き下げられたことが影響している。これまでは、65歳から74歳まで退職者医療制度の適用を受けていたが、平成20年度からはこの年齢すべての方が国保の方の一般被保険者となったことから、一般被保険者に関する被保険者数、費用額、保険者負担額これらすべてが大幅に増加したということだ。

委員より、収納事務費の保険料収納専門員派遣事業委託774万9000円及び保険税電話催促業務委託料104万4000円の費用対効果はどんなふうであったか、また、業務委託先はどのようなところか、個人情報の取り扱いは、との質疑がありました。理事者より、この事業は収納率向上対策ということでやっている。保険税だけで言うと全体で69.7%の収納率、前年74.6%であったのでマイナス4.9%ということで、これだけ見ると効果が上がっていないというふうな格好になってしまう。電話催促については、現年度分を中心に電話催促をしている。現年の収納率は84.5%、前年が88%だったので3.5%の減になっている。収納専門員の電話催促については、市税等についてもあわせて業務をしているので、市税の方では、前年比コンマ4%というふうな形で全体的には上がっているので、国保会計だけを見ると減少だが、全体には効果があったと考えている。収納専門員の業務委託先は、財団法人東京税務協会で、電話催促については、社団法人福生市シルバー人材センターだ。また、個人情報の保護はどのようにしているかについては、収納課の事務についてはまさに個人情報そのものである。例えば、収納専門員については、財産調査の方をやっている。財産調査なので、預金とか不動産等の調査もやっている。そういう個人情報については派遣なので、正規職員、徴税吏員の監督の下で、その中でやっている。その情報については、職員が管理する中で「これを調べてくれ、あれを調べてくれ」というふうな形でやっている。業務委託の所にも守秘義務といわれる条項が載っているので、本人がほかのところで公言しない限り、管理されているというふうに思っている。電話催促は、必要最低限の情報、それ以上の情報を与えていないとの答弁がありました。

委員より、守秘事務については、当事者が言わなければ守れるということだが、えてして守れないから個人情報が漏れる。公務員のように、職務規定とか倫理規定とか

万が一のときは罰則とか、そういう形の仕組みになっているのかとの質疑があり、理事者より、当然、契約書の中に守秘義務のほかに業務を正に履行しなければいけないという部分があり、トラブルが起き、損害等被害を受ければ、それなりの責任はとっていただくとの答弁がありました。

委員より、不用額が療養諸費で約5000万円、高額療養費で7400万円が上がっているがとの質疑があり、理事者より、一般被保険者療養給付費に平成20年度で8382万5000円の追加補正をしている。不用額が2721万9668円ということで、補正をしなければ5600万円ほど不足が生じたことになる。高額療養費、不用額7400万5049円は保険給付費なので、予算流用すれば決算は可能だったということになっているが、療養給付費と高額療養費については、月ごとに相当なばらつきがあり、決算予測が非常に難しい。結果として不足が生じたとの答弁がありました。

別な委員より、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分は前年比すべて落ちているが、どのように分析されているか。10月1日から年金天引きになったが収納率向上に寄与していないのかとの質疑がありました。理事者より、こちらについては、後期高齢者保険制度の方に比較的収納率のいい方たちが移行してしまったというふうなことが影響しているのではないかと。収納率向上対策等、いろいろ影響して3.5%落ちたと分析している。全体の中で年金天引き、いわゆる特別徴収したのは、10月1日より半年で金額は6797万1200円で、全体の収入済額12億円の5.6%を占めていて、全体を大きく押し上げるようになっていないので、全体的な収納率が落ちてしまったとの答弁がありました。

同委員より、医療費が高くなったということは好ましいことではないが、医療の水準が上がるのはいいことだと思う。介護給付費の負担増とか後期高齢者医療の実施に当たり直前まで混乱し、事前の周知徹底にも大きく問題を残した。人を年齢で差別する後期高齢者医療制度が含まれた決算なので反対するとの意見がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数により認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第55号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

平成20年4月、40歳から64歳までの方の介護納付金課税の増税が実施されました。しかも、介護納付金課税を4方式から2方式に改める自治体が多いことから、当市も2方式に改めていきたいとのことで、比較的余裕のある方が多い資産部分は全面削除で減税となり喜ばれるものでした。しかし、比較的所得が少ない方々にも、4.9%を占めていた資産割の負担分をさらに上乗せして負担していただくことになり、比較的所得の少ない方には重い負担となりました。所得割では総所得金額に乗ずる係数を100分の1から1.30に引き上げました。結果的には、所得の伸び悩み等の原因で介護納付金課税では、1件平均の負担増は6686円の予定が2331円の増にしかありませんでした。とはいえ、不況の中負担増を押しつけたわけです。比較的余裕のある方の多い資産部分は全面削除で減税し、低所得の方にきつい一律負担部分にその分の負担を強化した結果として、調定額で1495万6500円の増加ですが、調定に対する収入歩合は下げています。まさに、やっとの思いで子育てしている世代や低所得であえいでいる方たちを直撃するものだったことが、こうしたところでもうかがえます。

さらに、10月1日以降について、65歳以上75歳未満の方からは年金から国民健康保険税を天引き徴収されました。特別徴収の方法によって、国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認められるもの、その他同条に規定するものは除くとなっていますが、本人の申し出があり認められる場合に限られるものであること、また、周知徹底期間も大変短く不徹底の中で、年金から強制的に天引き徴収するなど税制民主主義に反した条例が実施されたわけです。さらに日本共産党は、後期高齢者医療制度についてこのような非人道的な差別医療政策は即時中止・撤回すべきとの立場をとっています。

この後期高齢者医療制度による後期高齢者支援金など制度上の計上も含まれていることから、平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、反対であることを表明し討論いたします。

○議長（大野聰君） 次に、賛成者、2番清水義朋君。

（2番 清水義朋君登壇）

○2番（清水義朋君） 御指名をいただきましたので、議案第55号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、正和会を代表いたしまして賛成の立場から討論させていただきます。

改めて申し上げるまでもなく、国民健康保険制度は被保険者の皆さんの病気やけがなどに対する医療の確保や、健康診査などの健康増進などに貢献していることは御承知のことと思います。みんなで支え合おうというこの制度は、保険税という形で皆様からお金を出し合い、何かあったときには、窓口で保険証を出すことで医療費の一部を負担することで、病院などにかかる助け合いの制度であります。本来そうしたことから、保険税や国や都からの補助金などで運営されるものではありませんが、高齢化や高度医療などのことで医療費がふえ続け、それだけでは財源が不足してしまう中、当市を初め、多くの自治体が一般会計からの繰入金により財源不足を補っているのが

実態であります。

しかし、その一般会計においては、財源に国民健康保険に加入していない市民の皆さんの税金も含まれており、公平性の観点からは、なんの対策も講じず、安易に一般会計からの繰り入れを行うことは避けなければならないことと考えます。

そのようなことを踏まえ、平成20年度福生市国民健康保険特別会計の決算を見ますと、歳入の決算額は約61億4264万円で、前年度比6.7%増、金額では3億8776万円の増、歳出の決算額は約60億8784万2000円で、前年度比3.3%増、金額では1億9436万4000円の増となっております。歳入歳出差引額は5479万8000円の黒字となっており、昨年、一昨年と比較し、歳入が歳出を上回る数字となっております。

歳入全体の約22%を占める国民健康保険税の決算額は13億5368万2505円で、前年度比16.2%の減、金額にいたしますと2億6238万7683円の減となっております。収納率も前年度比4.9ポイント減の69.7%でありまして、加入者等の減もありますが、医療制度改革による75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したこと、また、100年に1度と言われるような大不況が影響しているものかと思います。しかしながら、当市では収納率向上に向けた対策本部による全庁的な取り組みや、収納専門員事業、電話による催告、職員による夜間訪問など収納に対する努力がされ、そのようなことがなされていなければさらに悪い結果となっていたものと考え、その努力には一定の評価をするものであります。

次に、歳出であります。保険給付費の決算額38億7664万7817円は、前年度比0.9%の増、金額で3497万4295円の増で、歳出全体の63.7%を占めております。微増となった保険給付費給付費であります。平成20年度の医療制度改革により、今までの退職被保険者等療養給付費のうち、適応年齢65歳以上74歳未満が引き下げられ、一般被保険者医療給付費になったことなどによる要因となっております。また、高額療養費は3億5198万6951円、前年度比8.8%増であります。これは70歳未満の入院に係る高額医療費の現物給付が始まったこと並びに、医療の高度化が要因となっており、こういった制度の変更によるものや医療の高度化については、市民の皆様にも御理解いただけるものと思っております。

さて、そのようなことから、平成20年度の国保特別会計の決算は、後期高齢者医療制度のように制度改革の開始された年度でもあり、その周知については、多少行き届かないところはあったものの、非常に御努力をされ、窓口での相談、対応の様子を見ても評価できるものであります。また、平成20年度から始められた特定健康診査・特定保健指導事業も医療費の抑制につながる事業であり、今後の受診率の向上に期待したいと思います。

あわせて、今後とも、保険税だけではありませんが、収納率向上対策強化を図ることや、医療費抑制のため、「健康ふっさ21」事業もそうありますが、目標達成に向けた動き、ほか、さまざまな施策の充実を図ることも大事なことだと思います。繰入金等とのバランスも考慮し、健全な運営に、なお一層御努力されることを期待いたし

ます。

また、そうした国民健康保険の健全な運営に当たりましては、市民の皆様には十分御理解していただけるよう御努力をお願いいたしまして、平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成討論といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（大野聰君） 以上で討論を終わります。

これより議案第55号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大野聰君） 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第56号、平成20年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 杉山行男君登壇)

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第56号、平成20年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、諸支出金の返還金及び還付金の国庫支払基金返還金、国庫支出金精算返還金、都支出金精算返還金、支払基金精算返還金はなぜ出たのかとの質疑がありました。

理事者より、格交付金については、平成18年度の療養給付費等から試算されている。平成19年度の支給がされた内訳は、国庫支出金精算返還金は、交付額9億7479万5645円で、医療負担金所要金額が9億5200万9574円となる返還分である。都支出金精算返還金は、交付額2億4828万7782円で、医療負担金となるのは2億3800万2392円となる返還分。支払基金精算返還金は、審査支払手数料の交付金に対しての返還金で交付1552万7000円、そのうち負担所要額は、1525万3214円による返還金であるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますよう、お願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第10、議案第57号、平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第57号、平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について審査報告させていただきます。

理事者より説明の、質疑に入りました。

委員より、介護保険料の不納欠損912万7500万円の内訳と特徴を伺いたいとの質疑がありました。理事者より、介護保険料は差し押さえ等の強制徴収はしていない。介護保険料は市税と違って2年間で時効になる。このようなことで、件数は305人、9102万7000円という形になる。この中には、平成18年度に2601万1185円の収入未済があり、2年間の間に催促等を行って1688万3865円、64.9%の収納があった。2年以内に収納しきれなかった方が不納欠損になったとの答弁がありました。

委員より、介護サービス等給付費が、介護予防サービス等給付費予算額1億2742万円に対し、支出済額が約6400万円と半分近い額が不用額となっている理由はこの質疑があり、理事者より、第3期介護保険事業計画から介護予防の考え方が反映された事業計画となっており、平成20年度は事業計画年度の最終年に当たり、当初の計画では介護サービス等給付費と介護予防サービス等給付費の合計額を100%として考えた場合、87.5%と12.5%の割合で事業計画をしたが、18年度、19年度の決算を踏まえ事業計画を大幅に見直した。しかし、18年度から19年度に

かけての介護予防給付費は2479万1190円、62.2%の増額、件数では1336件、57.4%の増加となり、平成20年度も増加を見込んだ予算編成をした。介護認定に基づく予防給付ということでもあり、平成20年度の決算額は、介護サービス等給付費が伸びて介護予防サービス等給付費は伸びなかったとの答弁がありました。

委員より、介護予防事業が利用者の方に余り認知されていないのか、あるいは要支援1、2の軽度の方々が積極的に重度化することを防ぐ施策の効果が上がらなかったと見てよいのかとの質疑があり、理事者より、この制度は介護認定の申請が出て、要支援1、2の出た方に対して利用いただく給付介護サービスであり、少なかったわけではないが、予想より軽度の方の申請が伸びてこなかったと把握している。申請が出た時点で要支援1、2に判定された場合には、ケアマネジャー等地域支援センターの方にも、ケアプランを積極的に利用していただくよう宣伝はしているので、きちんとケアプランは遂行されていると思っているとの答弁がありました。

別な委員より、特定入所者介護サービス等費が少しずつふえているがどういう内容かとの質疑がありました。理事者より、このサービスは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型の病院等に入所され、ショートステイで御利用された方について、低取得者の方が施設利用が困難にならないようにということで、施設における食費と居住費を所得に応じて、負担限度額を設けて負担限度額を超えた部分について保険給付をする制度だ。例えば、介護保険料段階の第2段階の方では、1日当たりの食費負担限度額が390円、居住はユニット型準個室ということで、490円となっている。それを超えた部分については給付されるということになっているとの答弁がありました。

委員より、超過した部分を負担してくれるわけだが、どういうわけでふえている傾向になるのかとの質疑があり、理事者より、施設サービスがふえており、その関係で低所得者に対する補足給付ということでもふえているとの答弁がありました。

委員より、介護保険制度の持つ欠陥を補う市独自の施策が、特段今回の決算の内容では打たれていないことなどの理由により、本決算に反対であるとの意見がありました。

以上のような質疑、答弁の後、審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

(8番 奥富喜一君登壇)

○8番(奥富喜一君) 議案第57号、平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

一般会計の中でも触れましたが、介護保険の第1号被保険者は、平成17年3月末9705人、平成18年3月末1万90人、平成19年3月末1万499人、平成20年3月末1万936人、平成21年3月末1万1384人と増加を続けているにもかかわらず、要介護者は平成16年度1857人、平成17年度1633人、平成18年度1796人、平成19年度1591人、平成20年度1690人と介護認定制度の変更を通じて要介護者の認定を抑制した事実が数値の上で明らかであります。現実には、介護保険料そのものが重い負担となっており、その上、1割負担の利用料が支払い困難で、介護保険そのものを十分に利用できずにおられる方もいます。

さらに、第1号被保険者の介護保険料が、平成18年度から20年度までの3年間の保険料基準額が4593円に設定と、以前の3383円と比較して実に1210円、35.8%もの増額を図ったもので、年額にして5万5116円、1万4520円の増額です。第1段階の保険料でも2万7600円で7300円の増額、最高の第6段階では8万2700円で2万1800円もの増額と、大幅な負担増を3年間押しつけたものでした。

こうした中であって、介護事業者、ヘルパーの時間単価等は減少、介護事業の継続が社会的問題になり、平成21年度では若干の制度変更がされたわけです。中でも市内在宅介護事業の経営は深刻で、隣の羽村市でも廃業が相次ぎ、当市内事業者も廃業を検討することに追い込まれている状況は何度か私も指摘し、手を打たれるよう要望したところですが、結局何の手だてもせず、20年3月に少なくとも市内の1事業者は廃業いたしました。在宅介護事業者の減少は、単に事業者の廃業の問題ではなく利用者市民にも影響が及び、市民サービスの低下を来すことになり、市行政の無策は指弾されるべき問題であります。

以上の理由から、平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について反対であることを表明し、反対討論とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で討論を終わります。

これより議案第57号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大野聰君) 起立多数であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第11、議案第58号、平成20年度福生市後期高齢者医

療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 杉山行男君登壇)

○市民厚生委員長(杉山行男君) 御指名をいただきましたので、議案第58号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、後期高齢者医療保険料の収入未済額のところに三角印で還付未済額34万3800円とあるが、なぜこのようなことが起きるのかとの質疑がありました。理事者より、これは特別徴収保険料で、私どもで調定を立て社会保険庁の方にその請求が行き、その額が100%収入されるということになっているが、途中で亡くなられてしまったので、私どもの方では調定額を減らしたわけである。ところが、社会保険庁の方で天引きの方は、課税のまま天引きしてしまったということが決算の時期に起きてしまい、その結果34万3800円の三角印というような状況が起きたとの答弁がありました。

別な委員より、後期高齢者医療保険料で普通徴収の収入未済額774万5400円をどう見るのか、徴収対策はとの質疑がありました。理事者より、後期高齢者医療保険料は当初年金天引きという形で、ほとんどが年金天引きであった。実際の決算では調定額で特別徴収が57%、普通徴収で43%という形になった。そのような中で、普通徴収の収納率94.6%ということで、収入未済の率にすると5.4%、770万円ほどの収入未済額が残った。後期高齢者医療保険も保険料なので、いわゆる財産の差押え等の強制執行はなかなか難しいと考える。そんな中で、催促等を重ねながら納付をいただくことで、収納率向上を図ってまいりたいとの答弁がありました。

同委員より、健康診査受託事業収入728万4480円の事業内容の説明を伺いたいとの質疑がありました。理事者より、これについては東京都広域連合から委託されている健康診査で、内訳は1人当たりの単価3360円、20年度受診者数が2168人だったことから728万4480円というふうになったとの答弁がありました。

さらに同委員より、後期高齢者医療制度は年齢で人を差別する制度であることから、この決算に反対との意見がありました。

以上のような質疑、答弁の後、反対意見がありましたので、起立による採決を行いましたところ、賛成多数で原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、8番奥富喜一君。

(8番 奥富喜一君登壇)

○8番(奥富喜一君) 議案第58号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

後期高齢者医療制度の実態が知れるにつれ、この制度への危惧と批判が急速に広がり、ついにこの制度をおし進めた自民党・公明党は今回の衆議院選挙で大敗を喫し、新しい政権が廃止を前提で進めていくものと思われるところです。

この制度の実施のために新設された特別会計が、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計であります。この後期高齢者医療制度は、一言で表現すれば75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。

東京の広域連合では、日本共産党の広域連合議会での奮闘もあって、保険料を低く抑えてのスタートとはなりました。また、さまざまな暫定的な軽減措置が政府によって実施されました。とはいえ、制度が残れば将来の値上げは確実です。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定され、二つの要因によって値上がりします。一つは医療給付費の増加です。介護保険料と同じく後期高齢者医療保険料も、患者の増加・重症化、医療技術の進歩などで給付費がふえれば保険料にはね返ります。「保険料値上げがいやなら、受ける医療を制限せよ」というのが旧政府の言い分です。もう一つが後期高齢者人口増です。新制度は後期高齢者が払う保険料の10%、他の医療保険からの支援金が40%、公費が50%という財源割合でスタートいたしましたが、後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、後期高齢者が払う保険料の財源割合が12%、15%、さらに増加という形で自動的に引き上がる仕組みとなっています。そのため、仮に1人当たりの医療給付費が全くふえなかったとしても、保険料は当初の旧政府試算平均保険料で、2015年度には全国平均の年7万4400円より3700円高い7万8120円、2025年度は9万5976円、2035年度10万8624円へと自動的に引き上がることとなります。多くの方の受け取る年金額が減少し続ける中で、介護保険料、後期高齢者医療保険料がじりじりと値上げを続け、基本的に年金天引きですから、受け取る年金額がみるみる減少し続けることとなります。

こうしたことから、識者の多くが早晚この制度は破綻すると指摘したところでもあります。

日本共産党は後期高齢者医療制度について、このような非人道的な差別医療政策は即時中止、撤回すべきという立場をとっています。

したがって、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定に反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長(大野聰君) 以上で討論は終わります。

これより議案第58号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大野聰君) 起立多数であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第12、議案第59号、平成20年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設環境委員長 串田金八君登壇)

○建設環境委員長(串田金八君) 御指名をいただきましたので、議案第59号、平成20年度福生市下水道事業会計決算認定についての審査報告をさせていただきます。  
理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、繰入額の根拠について質問があり、理事者より、汚水は受益者負担、雨水は公費負担であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、多摩川上流流域下水道維持管理負担金についての質疑があり、理事者より、平成19年度の実績によって平成20年度の負担金が変わるという答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定下さいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第59号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第13、議案第60号、平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設環境委員長 串田金八君登壇)

○建設環境委員長(串田金八君) 御指名をいただきましたので、議案第60号、平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定についての審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、配水管布設替工事で、これは前年度比でかなり多いように思うが、その理由について。また、漏水箇所の説明で、75カ所ということで大変多いと思うが、どのように考えているのか。それから、市の水道業務が全部終わるわけだが、市民への影響はないのかと3点の質問がありました。理事者より、配水管布設替工事については、田園通りの改良工事が影響していることと、そして、補修箇所が75カ所ということについては、平年並みであると思う。また、東京都への移管については、業務が移行され1年半経つが、支障はなく行われ、市民サービスには影響ないと思っているとの答弁がありました。

別の委員より、消火栓設置工事について質問があり、理事者より、4カ所の工事を見込んでいたが、3カ所になったことによって不用額が出たとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で、報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第14、議案第61号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設環境委員長 串田金八君登壇)

○建設環境委員長(串田金八君) 御指名をいただきましたので、議案第61号、市道路線廃止についての審査報告をさせていただきます。

委員会開会后休憩をとり、市道100号線の現地視察を行っております。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この時期になった理由についての質疑があり、理事者より、地主等の事情によるものであるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定下さいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第61号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第15、陳情21-5号、福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、陳情第21-5号、福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書の審査報告をさせていただきます。

委員より、6月には継続とされたものであるが、3月の定例会のときには議場の日の丸等を上げるという陳情が採択されていることから、この陳情に関しては不採択としたいとの意見があり、別の委員からは、議場の日の丸の掲揚については、スタンド式とか卓上式にするかなど、どのように掲揚するか議論し尽くされていないと思うので、継続したいとの意見がありました。

審議中において、本日結論づけたいとの意見と継続とされたいとの意見があり、起立によりお諮りいたしましたところ同数となり、私が決することとなったため、本日結論づけることといたしました。

続いて、起立により採決をいたしましたところ、起立少数で不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 陳情第21-5号、福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないこと求める陳情書について賛成討論をさせていただきます。

国旗・国歌を法制化を含め、何らかの方法で正式に決めたものとして、国民には強制しないということが大前提となります。「日の丸」「君が代」に限らず、どんな旗や歌を国旗・国歌に決めたとしても、その掲揚や斉唱を強制してはなりません。どんな旗や歌を決めたとしても、日本という国家そのもの、あるいは国旗・国歌そのもの、あるいは決められた旗・歌に対して違和感を持ったり、賛成できない人は必ずいるはずです。そういう人にまで強制することは、個人の思想・信条の自由、さらには人格を侵すこととなります。日本国憲法第13条の個人の尊重の原則や第19条の思想・良心の自由の保障の原則に違反するものです。また、子どもにまで強制するのであれば、子供の権利条約第14条の締約国は思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重するという条項にも違反することとなります。

さきにも述べたように、国旗・国歌というのはある限定された場面で必要だからつくるに過ぎません。国旗を決めるということは、飛行機のマークとしてつけるとか、船が領海外に行くときに組織として掲げるとか、国連のビルの前には加盟国の国旗を立てることになっているのでそこに立てるとか、公式に必要とされる場面で国旗を掲げるときには正式に決めたものを使うということにとどめるべきです。

学校行事での国旗・国歌の扱いについて、諸外国の例として、アメリカでは、「連邦政府として公立学校の国旗掲揚・国歌斉唱などについて一切関与していない」ということです。イギリスは、「政府には学校行事で国歌斉唱、国旗掲揚を指導する権限はない」、カナダは、「教育についての権限が州にあるため、連邦政府には学校での国旗・国歌の扱いを指導する権限がない」、ドイツは、「学校行事で国旗掲揚、国歌斉唱の義務はない。拒否して罰せられることはない」、フランスでは、「国旗は通常1本だけ掲げるのが慣例。学校行事でも音楽の授業で国歌を歌うことを強制することはない。通達もないし、義務も罰則もない」、イタリアは「学年の初日と最終日に学校の外に掲げることが定められた。罰則規定はない。入学式、卒業式そのものがない」ということです。「しんぶん赤旗」1999年3月18日付けの記事です。これらの国では強制はしないということが共通しています。このように、強制しないということは世界の常識となっています。仮に国旗・国歌を決めても、子どもを初め国民に強制しないこと

が大前提になることは自明のことです。

市議会には多様な意見が交わされるべき場であって、特定の立場の押しつけが最もふさわしくない場といえます。陳情要旨の中にも、さまざまな市民の意見を表明する場としての福生市議会議場には日の丸の掲揚はふさわしくありませんとあり、同意見であります。

このような理由から、陳情第21－5号、福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書に賛意を表明し、本日採択されることを求めるものです。

○議長（大野聰君） 次に、賛成者、9番阿南育子君。

（9番 阿南育子君登壇）

○9番（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして、この福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情に、賛成の立場から意見を言わせていただきたいと思います。

3月に国旗を議場に掲げてくださいという陳情が出されまして、福生市議会としては採択になっているところですが、そのときにも、反対の意見も市民の中にはあるのだから受けとめて慎重にすべきという声がありながら、採択になってしまったという経緯があります。

6月にこの陳情が出されまして、継続審査という扱いでこの9月を迎えたわけですが、3月には実は、さきの陳情の採択によるみなし不採択になった陳情が2件ありました。その一方には、議場はすべての住民の幸せのためにさまざまなことを決定する重要な場所なので、あらゆる予断や影響を与えない簡素にして静ひつな場所であるべきと書かれておりまして、私はその部分には、とても賛同を覚えております。今まで議場に日の丸を掲げていなくても、重要な決定をしっかりとってきたこの議会ですので、これからは必要がないものと考えます。どうしてもここにつけなくてはならない、つけないと困るとする理由が見つかりません。

この場に、この議場に日の丸をつけるということはふさわしくないとするこの今回の陳情に賛成の意を表明しまして、採択を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（大野聰君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第21－5号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第21－5号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聰君） 起立少数と認めます。よって、陳情第21－5号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第16、議案第62号、福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第62号、福生市教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、加藤美子委員が本年10月20日をもって任期満了となります。加藤委員におかれましては、平成17年10月に就任以来、豊富な知識と経験を生かされ、熱心に教育行政の推進に御尽力をいただいております。

ここで1期目の任期がまいります、私といたしましては、引き続き教育委員会委員として加藤委員に御活躍をいただきたいと考え、議会の御同意をいただきたく本議案を御提案申し上げた次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付しておりますので、御高覧いただきたいと存じます。なお、履歴にもございますが、政党の所属はございません。

御審議を賜りまして、御同意くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第62号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第17、議案第63号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第63号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。

福生市固定資産評価審査委員会委員のうち、森田展州委員長が本年9月30日をもって任期満了となります。森田委員長におかれましては、昭和63年10月に就任以来、7期21年間、豊富な知識と経験を生かされ、税務行政の推進に御尽力をい

ただいております。

このたびの任期満了に伴いまして、私としましては、引き続き固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただきたいと思っておりましたが、後進に道を譲りたいとの考えから、辞意がかたく、お受けすることにいたしました。

つきましては、その後任として、佐藤正明氏に新たに御活躍をいただきたいと考え、議会の御同意をいただきたく本議案を御提案申し上げた次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

御審議を賜りまして、御同意いただきますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第63号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第18、陳情第21-7号、福生市議会への請願書が不受理とされた場合に福生市代表者福生市議会議長を被告として訴訟ができる教示の様式を定める意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

陳情第21の7号については、議会運営委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会に委託いたしました陳情第21-7号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって陳情第21-7号は、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び福生市議会会議規則第159条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第20、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が1件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第21-6号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第21、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成21年第3回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後1時47分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 大 野 聰

副議長 田 村 正 秋

議員 堀 雄 一 朗

議員 原 田 剛

議員 奥 富 喜 一

写

福総総発第 117 号

平成 21 年 9 月 25 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

追加議案の送付について

平成 21 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 1 議案第 62 号 福生市教育委員会委員の任命について
- 2 議案第 63 号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について



議案第 62 号

福生市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 29 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市教育委員会委員の任命について

次の者を福生市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 福生市武蔵野台一丁目 1 番地 4
- 2 氏 名 加 藤 美 子
- 3 生年月日 昭和 19 年 10 月 31 日



( 資 料 )

履 歴 書

住 所 東京都福生市武蔵野台一丁目1番地4

氏 名 加 藤 美 子

生年月日 昭和19年10月31日

学 歴 昭和40年3月 白百合学園短期大学仏文科卒業

公 職 歴 平成17年10月～現在 福生市教育委員会委員

団 体 歴 昭和53年4月～昭和58年3月 国立学園後援会教養委員

昭和61年7月～平成7年4月 福生市商工会女性部

平成2年4月～現在 社団法人青梅法人会女性部

平成5年4月～平成17年5月 社団法人青梅法人会福生ブロック監事

平成7年5月～平成12年5月 福生市商工会女性部副部長

平成12年5月～平成16年5月 福生市商工会女性部監事

平成16年5月～平成21年5月 福生市商工会女性部副部長

平成17年5月～現在 社団法人青梅法人会福生ブロック監事長

平成17年6月～現在 東京都書店商業組合理事

職 歴 昭和60年4月～平成3年3月 ローズスタンプ(株)勤務

平成3年4月～平成14年11月 ローズスタンプ(株)取締役部長

平成14年12月～現在 (株)ブックスタマ取締役部長

所属政党 なし

上記のとおり相違ありません。

平成21年8月4日

氏 名 加 藤 美 子 ㊞



議案第 63 号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 29 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を福生市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法  
(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 福生市大字福生 859 番地
- 2 氏 名 佐 藤 正 明
- 3 生年月日 昭和 24 年 1 月 19 日



( 資 料 )

履 歴 書

|       |                          |                                 |
|-------|--------------------------|---------------------------------|
| 住 所   | 東京都福生市大字福生 859 番地        |                                 |
| 氏 名   | 佐 藤 正 明                  |                                 |
| 生年月日  | 昭和 24 年 1 月 19 日         |                                 |
| 学 歴   | 昭和 47 年 9 月              | 工学院大学専修学校建築科卒業                  |
| 公 職 歴 | 平成 2 年 6 月～平成 4 年 6 月    | 学校給食センター運営審議会委員                 |
|       | 平成 6 年 4 月～平成 21 年 3 月   | 交通安全対策協議会委員                     |
|       | 平成 6 年 11 月～平成 9 年 12 月  | 特別職報酬等審議会委員                     |
|       | 平成 12 年 1 月～平成 16 年 11 月 | 民生委員・児童委員（主任児童委員）               |
|       | 平成 12 年 10 月～現在          | 社会教育委員                          |
|       | 平成 12 年 11 月～現在          | 福生第三小学校評議員                      |
|       | 平成 17 年 4 月～平成 17 年 12 月 | 青少年問題協議会委員                      |
|       | 平成 21 年 4 月～現在           | 青少年問題協議会委員                      |
|       | 平成 19 年 10 月～現在          | 民生委員推せん会委員                      |
| 団 体 歴 | 昭和 60 年 4 月～現在           | ボーイスカウト福生第一団団委員長                |
|       | 平成 2 年 5 月～平成 4 年 5 月    | 福生第三小学校 P T A 会長                |
|       | 平成 8 年 5 月～現在            | ボーイスカウト大多摩地区委員長                 |
|       | 平成 8 年 5 月～現在            | ボーイスカウト東京連盟理事                   |
|       | 平成 8 年 8 月～現在            | 東京都防災ボランティア登録<br>（建築物の応急危険度判定員） |
| 職 歴   | 昭和 45 年 5 月～現在           | 株式会社 エスケイ建築設計事務所<br>勤務          |
|       | 平成 8 年 9 月～現在            | 株式会社 エスケイ建築設計事務所<br>所長          |

上記のとおり相違ありません。

平成 21 年 8 月 27 日

氏 名 佐 藤 正 明 ㊞



陳情第 21－7 号

福生市議会への請願書が不受理とされた場合に福生市代表者福生市議会議長を被告として訴訟ができる教示の様式を定める意見書の採択を求める請願書

## 【陳情要旨】

福生市議会への請願書の不受理に際して、福生市を被告として提訴できる旨を教示する様式を定めるよう、次のとおり、意見書の採択を求め請願する。

福生市議会及び同議長においては「地方議会への請願は、請願法の適用はない」（『新訂請願・陳情ガイドブック』1.19頁中島正郎）との認識である。又、議会に対する請願が権利であり、請願書の受理・不受理が行政庁である議長の公権力の行使としての処分であるとの認識がない。

仮に、地方自治法第124条の「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」という規定が「議会に対する請願は権利でない」という趣旨ならば、この条文が憲法第16条に違反する。

仮に、憲法違反でないと言うならば、「議会に対する請願」にも一般法としての請願法第5条の「受理し誠実に処理しなければならない」旨の義務規定も適用されることになり、義務者である議会又は議長の請願者に対する権利侵害が想定されるから救済制度としての訴訟が必要である。

そこで、地方自治法第105条の二には「普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。」と規定されている。

この法律は、第159回国会で成立し、平成16年6月9日に公布された（行政事件訴訟法の一部を改正する法律）により加条されたもので、平成17年4月1日から施行され、この行政事件訴訟法が福生市の「議会又は議会の処分」にも適用されるものであることが明白である。

これについて司法制度改革推進本部事務局長は、東京都知事宛に「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって（通知）」（閣司本第163号 平成16年10月15日）を発信し、東京都の市町村課長から各市町村に対して通

知（平成16年10月25日）が発信された。

ついては、福生市議会議長において、議会への請願が権利である旨及び請願書の受理・不受理が行政庁である議長の処分である旨を明らかにし、請願書の不受理の通知に際しては、行政事件訴訟法第46条（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）の「行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。」旨の規定に基づいて、必要な教示の様式を定めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月24日

陳情者

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183番地3

大 統領こと角田 豊治 ㊞

福生市議会議長

大 野 聡 様



福生市議会議長  
大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

平成 20 年度福生市歳入歳出決算書の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい  
くださるようお願いいたします。

平成 20 年度福生市歳入歳出決算書正誤表

| 頁   | 訂正箇所  | 誤                                                                                                | 正                                                                                                |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 170 | 備考の欄中 | 1 特別支援教育振興費 (1,483,223)<br>7 宿泊訓練介助者等賃金 196,000<br>(介助者 <u>140,000</u> )<br>(看護師 <u>56,000</u> ) | 1 特別支援教育振興費 (1,483,223)<br>7 宿泊訓練介助者等賃金 196,000<br>(介助者 <u>56,000</u> )<br>(看護師 <u>140,000</u> ) |
| 174 | 備考の欄中 | 1 特別支援教育振興費 (1,023,269)<br>7 宿泊訓練介助者等賃金 115,500<br>(介助者 <u>52,500</u> )<br>(看護師 <u>63,000</u> )  | 1 特別支援教育振興費 (1,023,269)<br>7 宿泊訓練介助者等賃金 115,500<br>(介助者 <u>63,000</u> )<br>(看護師 <u>52,500</u> )  |



福生市議会議長  
大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

平成 20 年度事務報告書の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい  
くださるようお願いいたします。

平成 20 年度事務報告書正誤表

| 頁   | 訂 正 箇 所                           | 誤  | 正   |
|-----|-----------------------------------|----|-----|
| 185 | (2)住民基本台帳移動人口調査の表<br>前年度の項 人口増の欄中 | 72 | -72 |



福生市議会議長  
大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

平成 20 年度事務報告書の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい  
くださるようお願いいたします。

平成 20 年度事務報告書正誤表

| 頁              | 訂 正 箇 所                                              | 誤                                                                                                                                                                               | 正        |      |     |                |         |               |                                                                                                                                                                           |      |      |     |                |         |               |
|----------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|-----|----------------|---------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----|----------------|---------|---------------|
| 213            | (2)国民健康保険税の表<br>D 不納欠損額 括弧内は<br>人数の項 滞納繰越分 件<br>数の欄中 | (1207 人)                                                                                                                                                                        | (1168 人) |      |     |                |         |               |                                                                                                                                                                           |      |      |     |                |         |               |
|                | (2)国民健康保険税の表<br>D 不納欠損額 括弧内は<br>人数の項 合計 件数の欄<br>中    | (1272 人)                                                                                                                                                                        | (1233 人) |      |     |                |         |               |                                                                                                                                                                           |      |      |     |                |         |               |
| 234            | ア 健康診査中                                              | <table><tr><td>対象者数</td><td>受診者数</td><td>受診率</td></tr><tr><td><u>4,852 人</u></td><td>2,168 人</td><td><u>44.68%</u></td></tr></table> <p>※対象者数…平成 21 年 8 月 31 日<br/>現在の被保険者数</p> | 対象者数     | 受診者数 | 受診率 | <u>4,852 人</u> | 2,168 人 | <u>44.68%</u> | <table><tr><td>対象者数</td><td>受診者数</td><td>受診率</td></tr><tr><td><u>4,471 人</u></td><td>2,168 人</td><td><u>48.49%</u></td></tr></table> <p>※対象者数…平成 20 年 7 月 31 日<br/>現在</p> | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | <u>4,471 人</u> | 2,168 人 | <u>48.49%</u> |
| 対象者数           | 受診者数                                                 | 受診率                                                                                                                                                                             |          |      |     |                |         |               |                                                                                                                                                                           |      |      |     |                |         |               |
| <u>4,852 人</u> | 2,168 人                                              | <u>44.68%</u>                                                                                                                                                                   |          |      |     |                |         |               |                                                                                                                                                                           |      |      |     |                |         |               |
| 対象者数           | 受診者数                                                 | 受診率                                                                                                                                                                             |          |      |     |                |         |               |                                                                                                                                                                           |      |      |     |                |         |               |
| <u>4,471 人</u> | 2,168 人                                              | <u>48.49%</u>                                                                                                                                                                   |          |      |     |                |         |               |                                                                                                                                                                           |      |      |     |                |         |               |



⑤

福総総発第 120 号

平成 21 年 9 月 25 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙（専決第 4 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。



写

専決第 4 号

専決処分書

専決処分事項の指定について(昭和 57 年 3 月 10 日議決)に基づき、  
損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 9 月 17 日

福生市長 加 藤 育 男 印



## 損害賠償額の決定について

福生市は、道路管理業務における負傷事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

1 損害賠償の額 金 27,200 円

2 損害賠償の相手方

福生市武蔵野台一丁目2番地5

関 秀子（65歳）

3 事故の概要

平成21年5月19日午前11時45分頃、買い物に行くため、福生市道幹線Ⅱ－1号線（富士見通り）の福生市大字福生883番地11先道路を福生駅に向かって右側を御主人と歩行中、前から車が来たため、車を避けようと道路の端に寄ったところ、道路に4、5センチメートル程度の窪みが有り、その窪みに足をとられ転倒し負傷させ損害を与えた。



## 市道幹線Ⅱ－１号線（富士見通り）道路上の負傷事故について

### 1 概要

平成 21 年 5 月 19 日午前 11 時 45 分頃、買い物に行くため、福生市道幹線Ⅱ－１号線（富士見通り）の福生市大字福生 883 番 11 先道路を福生駅に向かって右側を御主人と歩行中、前から車が来たため、車を避けようと道路の端に寄ったところ、道路に 4、5 センチメートル程度の窪みが有り、その窪みに足をとられ転倒し負傷した。

### 2 相手方

福生市武蔵野台一丁目 2 番地 5  
関 秀子（65 歳 主婦）

### 3 事故後の経過

・平成 21 年 5 月 19 日（火）

事故後、そのまま買い物を済ませ家に帰ったところ、徐々に足首が腫れてきたため、森整形外科医院に行き診察を受けたところ、右足首を骨折していると診断され、足首をギプスで固定した。

・平成 21 年 5 月 20 日（水）～平成 21 年 9 月 3 日（土）

5 月 20 日から約 4 か月（31 日間）通院し、診察及びリハビリ治療を行った。

・平成 21 年 9 月 1 日（火）

医師から、治療は終え自分でリハビリを続けるように言われたため、損害賠償を請求したい旨の申出があった。

・平成 21 年 9 月 17 日（木）

示談交渉を行い、示談締結となった。

### 4 事故の原因

道路に 4、5 センチメートル程度の窪みがあったことによる。

### 5 事故後の対応

平成 21 年 5 月 29 日に施設工事課現業職員が道路補修を行い、道路上の安全確保を図った。

### 6 損害賠償の内容

賠償額 27,200 円

（内訳）医療費に対する過失割合 5 割の額 13,600 円

慰謝料 13,600 円

計 27,200 円



⑤

福 監 発 第 3 1 号  
平成21年9月18日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 田 村 昌 巳

平成21年5月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 6月24日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成21年5月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 5月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、5月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 21 年 5 月分

平成 20 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位: 円・%)

| 会 計 名         | 予算現額             | 本 月 中 歳 入 額 | 本月末歳入累計額       | 収入率   | 本月末現在高      |
|---------------|------------------|-------------|----------------|-------|-------------|
|               |                  | 本 月 中 歳 出 額 | 本月末歳出累計額       | 執行率   |             |
| 一 般 会 計       | 千円<br>21,906,526 | 163,349,569 | 20,941,314,789 | 95.6  | 396,121,492 |
|               |                  | 384,234,606 | 20,545,193,297 | 93.8  |             |
| 国 保 会 計       | 6,388,471        | 168,225,034 | 6,142,640,235  | 96.2  | 54,798,438  |
|               |                  | 8,529,774   | 6,087,841,797  | 95.3  |             |
| 老人保健医療会計      | 444,656          | 77,610      | 361,456,775    | 81.3  | 16,737,495  |
|               |                  | 0           | 344,719,280    | 77.5  |             |
| 下水道事業会計       | 1,569,235        | 70,540,167  | 1,575,002,758  | 100.4 | 16,071,766  |
|               |                  | 7,433,616   | 1,558,930,992  | 99.3  |             |
| 介護保険会計        | 2,886,970        | 170,361     | 2,872,843,794  | 99.5  | 73,314,417  |
|               |                  | 1,927,752   | 2,799,529,377  | 97.0  |             |
| 後期高齢者<br>医療会計 | 754,435          | 253,928     | 714,399,905    | 94.7  | 30,144,352  |
|               |                  | 1,890,115   | 684,255,553    | 90.7  |             |
| 受託水道事業会計      | 375,345          | △580,415    | 352,803,290    | 94.0  | 0           |
|               |                  | 991,746     | 352,803,290    | 94.0  |             |
| 合 計           | 34,325,638       | 402,036,254 | 32,960,461,546 | 96.0  | 587,187,960 |
|               |                  | 405,007,609 | 32,373,273,586 | 94.3  |             |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位: 円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額    | 本月中支出額      | 本月末現在高 |
|---------|-------------|-----------|-------------|--------|
| 歳入歳出外現金 | 0           | 0         | 0           | 0      |
| 都 税     | 132,664,584 | 6,915,485 | 139,580,069 | 0      |
| 合 計     | 132,664,584 | 6,915,485 | 139,580,069 | 0      |

## 3 基金の状況

(単位: 円)

| 区 分                   | 前月末現在高 | 本月中収入額 | 本月中支出額 | 本月末現在高 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金     |        |        |        |        |
| 庁舎建設基金                |        |        |        |        |
| 都市施設整備基金              |        |        |        |        |
| 育 英 基 金               |        |        |        |        |
| 市営住宅等管理基金             |        |        |        |        |
| 財 政 調 整 基 金           |        |        |        |        |
| 学校施設等整備基金             |        |        |        |        |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金   |        |        |        |        |
| 介護給付費準備基金             |        |        |        |        |
| 再編交付金事業基金             |        |        |        |        |
| 介護従事者処遇改善<br>臨時特例基金   |        |        |        |        |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 |        |        |        |        |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金    |        |        |        |        |
| 合 計                   |        |        |        |        |



平成 21 年 5 月分

平成 21 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名         | 予算現額             | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額      | 収入率  | 本 月 末 現 在 高   |
|---------------|------------------|---------------|---------------|------|---------------|
|               |                  | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額      | 執行率  |               |
| 一 般 会 計       | 千円<br>21,376,563 | 940,625,887   | 2,586,067,240 | 12.1 | 運 710,000,000 |
|               |                  | 1,298,470,461 | 3,320,583,738 | 15.5 | △734,516,498  |
| 国 保 会 計       | 6,236,312        | 369,020,692   | 444,435,853   | 7.1  | 運 200,000,000 |
|               |                  | 408,066,708   | 547,679,818   | 8.8  | △103,243,965  |
| 老人保健医療会計      | 7,154            | 0             | 1,330,000     | 18.6 | 931,779       |
|               |                  | 398,221       | 398,221       | 5.6  |               |
| 下水道事業会計       | 1,562,502        | 18,582,610    | 123,194,473   | 7.9  | 94,066,276    |
|               |                  | 26,024,932    | 29,128,197    | 1.9  |               |
| 介護保険会計        | 2,877,132        | 186,318,650   | 307,081,800   | 10.7 | 76,016,347    |
|               |                  | 215,321,281   | 231,065,453   | 8.0  |               |
| 後期高齢者<br>医療会計 | 771,132          | 40,768,000    | 120,463,700   | 15.6 | 30,717,596    |
|               |                  | 40,181,494    | 89,746,104    | 11.6 |               |
| 受託水道事業会計      | 420,230          | 20,238,000    | 56,368,000    | 13.4 | 40,184,919    |
|               |                  | 10,621,848    | 16,183,081    | 3.9  |               |
| 合 計           | 33,251,025       | 1,575,553,839 | 3,638,941,066 | 10.9 | 運 910,000,000 |
|               |                  | 1,999,084,945 | 4,234,784,612 | 12.7 | △595,843,546  |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高     | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 62,204,557 | 251,842,165 | 225,589,664 | 88,457,058  |
| 都 税     | 11,556,434 | 138,331,914 | 11,556,434  | 138,331,914 |
| 合 計     | 73,760,991 | 390,174,079 | 237,146,098 | 226,788,972 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                 | 前月末現在高                         | 本月中収入額    | 本月中支出額                   | 本月末現在高                         |
|---------------------|--------------------------------|-----------|--------------------------|--------------------------------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金   | 117,765,136                    | 0         | 0                        | 117,765,136                    |
| 庁舎維持管理基金            | 25,934,191                     | 0         | 0                        | 25,934,191                     |
| 都市施設整備基金            | 1,265,961,832                  | 0         | 0                        | 1,265,961,832                  |
| 育 英 基 金             | 15,350,000                     | 0         | 0                        | 15,350,000                     |
| 市営住宅等管理基金           | 317,964,830                    | 0         | 0                        | 317,964,830                    |
| 財 政 調 整 基 金         | 運△720,000,000<br>1,660,523,905 | 0         | 運 190,000,000<br>0       | 運△910,000,000<br>1,660,523,905 |
| 学校施設等整備基金           | 1,365,068,511                  | 0         | 0                        | 1,365,068,511                  |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金 | 424,063,023                    | 0         | 0                        | 424,063,023                    |
| 介護給付費準備基金           | 71,698,030                     | 0         | 0                        | 71,698,030                     |
| 再編交付金事業基金           | 148,512,504                    | 0         | 0                        | 148,512,504                    |
| 介護従事者処遇改善<br>臨時特例基金 | 34,524,687                     | 0         | 0                        | 34,524,687                     |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金  | 5,392,000                      | 1,035,733 | 731,733                  | 5,696,000                      |
| 合 計                 | 運△720,000,000<br>5,452,758,649 | 1,035,733 | 運 190,000,000<br>731,733 | 運△910,000,000<br>5,453,062,649 |

・運は運用金





福 監 発 第 3 3 号  
平成21年9月18日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 田 村 昌 巳

平成21年6月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 7月29日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成21年6月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 6月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、6月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 21 年 6 月分

平成 21 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・％)

| 会 計 名         | 予算現額       | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額      | 収入率   | 本 月 末 現 在 高   |
|---------------|------------|---------------|---------------|-------|---------------|
|               |            | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額      | 執行率   |               |
| 一 般 会 計       | 千円         | 3,170,073,437 | 5,756,140,677 | 26.9  | 473,695,254   |
|               | 21,392,651 | 1,961,861,685 | 5,282,445,423 | 24.7  |               |
| 国 保 会 計       | 6,236,312  | 725,364,455   | 1,169,800,308 | 18.8  | 115,361,267   |
|               |            | 506,759,223   | 1,054,439,041 | 16.9  |               |
| 老人保健医療会計      | 7,154      | 16,737,495    | 18,067,495    | 252.6 | 17,620,209    |
|               |            | 49,065        | 447,286       | 6.3   |               |
| 下水道事業会計       | 1,562,502  | 175,988,252   | 299,182,725   | 19.1  | 256,279,745   |
|               |            | 13,774,783    | 42,902,980    | 2.7   |               |
| 介護保険会計        | 2,877,132  | 297,092,113   | 604,173,913   | 21.0  | 150,759,665   |
|               |            | 222,348,795   | 453,414,248   | 15.8  |               |
| 後期高齢者<br>医療会計 | 771,132    | 80,606,452    | 201,070,152   | 26.1  | 71,508,406    |
|               |            | 39,815,642    | 129,561,746   | 16.8  |               |
| 受託水道事業会計      | 420,230    | 29,313,000    | 85,681,000    | 20.4  | 45,231,380    |
|               |            | 24,266,539    | 40,449,620    | 9.6   |               |
| 合 計           | 33,267,113 | 4,495,175,204 | 8,134,116,270 | 24.5  | 1,130,455,926 |
|               |            | 2,768,875,732 | 7,003,660,344 | 21.1  |               |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 88,457,058  | 340,954,699 | 327,940,927 | 101,470,830 |
| 都 税     | 138,331,914 | 225,741,353 | 138,331,914 | 225,741,353 |
| 合 計     | 226,788,972 | 566,696,052 | 466,272,841 | 327,212,183 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                 | 前月末現在高                         | 本月中収入額                   | 本月中支出額 | 本月末現在高               |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------|--------|----------------------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金   | 117,765,136                    | 0                        | 0      | 117,765,136          |
| 庁舎維持管理基金            | 25,934,191                     | 0                        | 0      | 25,934,191           |
| 都市施設整備基金            | 1,265,961,832                  | 0                        | 0      | 1,265,961,832        |
| 育 英 基 金             | 15,350,000                     | 0                        | 0      | 15,350,000           |
| 市営住宅等管理基金           | 317,964,830                    | 0                        | 0      | 317,964,830          |
| 財 政 調 整 基 金         | 運△910,000,000                  | 運 910,000,000            |        | 運 0                  |
|                     | 1,660,523,905                  | 0                        | 0      | 1,660,523,905        |
| 学校施設等整備基金           | 1,365,068,511                  | 0                        | 0      | 1,365,068,511        |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金 | 424,063,023                    | 0                        | 0      | 424,063,023          |
| 介護給付費準備基金           | 71,698,030                     | 0                        | 0      | 71,698,030           |
| 再編交付金事業基金           | 148,512,504                    | 0                        | 0      | 148,512,504          |
| 介護従事者処遇改善<br>臨時特例基金 | 34,524,687                     | 0                        | 0      | 34,524,687           |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金  | 5,696,000                      | 304,000                  | 0      | 6,000,000            |
| 合 計                 | 運△910,000,000<br>5,453,062,649 | 運 910,000,000<br>304,000 | 0      | 運 0<br>5,453,366,649 |

・運は運用金



写

福 監 発 第 3 5 号  
平成21年9月18日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 田 村 昌 巳

平成21年7月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 8月24日(月)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成21年7月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 7月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、7月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 21 年 7 月分

平成 21 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位: 円・%)

| 会 計 名         | 予算現額       | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額      | 収入率   | 本月末現在高       |
|---------------|------------|---------------|---------------|-------|--------------|
|               |            | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額      | 執行率   |              |
| 一 般 会 計       | 千円         | 926,458,863   | 6,682,599,540 | 31.2  | △133,664,122 |
|               | 21,392,651 | 1,533,818,239 | 6,816,263,662 | 31.9  |              |
| 国 保 会 計       | 6,236,312  | 475,042,304   | 1,644,842,612 | 26.4  | 86,133,943   |
|               |            | 504,269,628   | 1,558,708,669 | 25.0  |              |
| 老人保健医療会計      | 7,154      | 0             | 18,067,495    | 252.6 | 17,593,336   |
|               |            | 26,873        | 474,159       | 6.6   |              |
| 下水道事業会計       | 1,562,502  | 31,389,708    | 330,572,433   | 21.2  | 197,627,161  |
|               |            | 90,042,292    | 132,945,272   | 8.5   |              |
| 介護保険会計        | 2,877,132  | 243,873,550   | 848,047,463   | 29.5  | 168,940,181  |
|               |            | 225,693,034   | 679,107,282   | 23.6  |              |
| 後期高齢者<br>医療会計 | 771,132    | 141,594,800   | 342,664,952   | 44.4  | 172,835,701  |
|               |            | 40,267,505    | 169,829,251   | 22.0  |              |
| 受託水道事業会計      | 420,230    | 25,679,620    | 111,360,620   | 26.5  | 53,865,289   |
|               |            | 17,045,711    | 57,495,331    | 13.7  |              |
| 合 計           | 33,267,113 | 1,844,038,845 | 9,978,155,115 | 30.0  | 563,331,489  |
|               |            | 2,411,163,282 | 9,414,823,626 | 28.3  |              |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位: 円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 101,470,830 | 306,584,046 | 346,406,874 | 61,648,002  |
| 都 税     | 225,741,353 | 304,464,798 | 225,741,353 | 304,464,798 |
| 合 計     | 327,212,183 | 611,048,844 | 572,148,227 | 366,112,800 |

## 3 基金の状況

(単位: 円)

| 区 分                 | 前月末現在高        | 本月中収入額 | 本月中支出額 | 本月末現在高        |
|---------------------|---------------|--------|--------|---------------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金   | 117,765,136   | 0      | 0      | 117,765,136   |
| 庁舎維持管理基金            | 25,934,191    | 0      | 0      | 25,934,191    |
| 都市施設整備基金            | 1,265,961,832 | 0      | 0      | 1,265,961,832 |
| 育 英 基 金             | 15,350,000    | 0      | 0      | 15,350,000    |
| 市営住宅等管理基金           | 317,964,830   | 0      | 0      | 317,964,830   |
| 財 政 調 整 基 金         | 1,660,523,905 | 0      | 0      | 1,660,523,905 |
| 学校施設等整備基金           | 1,365,068,511 | 0      | 0      | 1,365,068,511 |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金 | 424,063,023   | 0      | 0      | 424,063,023   |
| 介護給付費準備基金           | 71,698,030    | 0      | 0      | 71,698,030    |
| 再編交付金事業基金           | 148,512,504   | 0      | 0      | 148,512,504   |
| 介護従事者処遇改善<br>臨時特例基金 | 34,524,687    | 0      | 0      | 34,524,687    |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金  | 6,000,000     | 0      | 0      | 6,000,000     |
| 合 計                 | 5,453,366,649 | 0      | 0      | 5,453,366,649 |



平成 21 年 9 月 17 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

総務文教委員長 増 田 俊 一 氏

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件 名                                                | 議決結果 |
|----------|----------------------------------------------------|------|
| 議案第 49 号 | 平成 21 年度福生市一般会計補正予算(第 2 号) (歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分) | 原案可決 |



平成 21 年 9 月 15 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

建設環境委員長 串 田 金 八 郎

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名                                           | 議決結果 |
|----------|-----------------------------------------------|------|
| 議案第 49 号 | 平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分） | 原案可決 |
| 議案第 53 号 | 平成 21 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）                 | 原案可決 |
| 議案第 59 号 | 平成 20 年度福生市下水道事業会計決算認定について                    | 原案認定 |
| 議案第 60 号 | 平成 20 年度福生市受託水道事業会計決算認定について                   | 原案認定 |
| 議案第 61 号 | 市道路線の廃止について                                   | 原案可決 |



平成 21 年 9 月 16 日

福生市議会議長 大 野 聡 様

市民厚生委員長 杉 山 行 男 団

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名                                           | 議決結果           |
|----------|-----------------------------------------------|----------------|
| 議案第 48 号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例                         | 原案可決           |
| 議案第 49 号 | 平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分） | 原案可決           |
| 議案第 50 号 | 平成 21 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）              | 原案可決           |
| 議案第 51 号 | 平成 21 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）              | 原案可決           |
| 議案第 52 号 | 平成 21 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                | 原案可決<br>（起立採決） |
| 議案第 55 号 | 平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について                 | 原案認定<br>（起立採決） |
| 議案第 56 号 | 平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について                 | 原案認定           |
| 議案第 57 号 | 平成 20 年度福生市介護保険特別会計決算認定について                   | 原案認定<br>（起立採決） |

|          |                                    |                |
|----------|------------------------------------|----------------|
| 議案第 58 号 | 平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会<br>計決算認定について | 原案認定<br>(起立採決) |
|----------|------------------------------------|----------------|

平成 21 年 9 月 11 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

平成 20 年度福生市一般会計  
決算審査特別委員会

委員長 小野沢 久 岡

平成 20 年度福生市一般会計決算審査  
特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件 名                     | 議決結果           |
|----------|-------------------------|----------------|
| 議案第 54 号 | 平成 20 年度福生市一般会計決算認定について | 原案認定<br>(起立採決) |



平成 21 年 9 月 17 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

総務文教委員長 増 田 俊 一 氏

総務文教委員会陳情審査報告書、

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                 |                                                          | 議決結果          |
|------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------|
| 陳情第 21-5 号 | 福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書<br>(平成 21 年 5 月 20 日受理) |                                                          | 不採択<br>(起立採決) |
|            | 理由                                                  | 21 年 3 月の定例会で、本議会においては、議場内の日の丸等の掲揚する陳情書が採択されており、意に沿いがたい。 |               |



平成 21 年 9 月 16 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

市民厚生委員長 杉 山 行 男 団

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

| 事 件 番 号    | 件 名                                 |                 |
|------------|-------------------------------------|-----------------|
| 陳情第 21-6 号 | 介護保険に関する陳情書<br>(平成 21 年 8 月 11 日受理) |                 |
|            | 理由                                  | なお慎重に調査研究を要するため |



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 9 月 29 日第 3 回定例会 5 日目)

### 総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について
- 6 庁舎管理について

### 建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

### 市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 9 月 29 日第 3 回定例会 5 日目)

### 議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について



議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成21年9月29日第3回福生市議会定例会

| 付託委員会名  | 議案（請願・陳情）番号 | 付託件名                                                                 |
|---------|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 議会運営委員会 | 陳情第21－7号    | 福生市議会への請願書が不受理とされた場合に福生市代表者福生市議会議長を被告として訴訟ができる教示の様式を定める意見書の採択を求める請願書 |

